

環境省自然環境局自然環境計画課 御中

「太陽光発電における自然環境配慮の手引き(案)」に対する意見

令和8年3月4日

(公財)日本生態系協会

会長 池谷奉文 (いけやほうぶん)

※団体としての意見

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 2-30-20 音羽ビル

Tel : 03-5951-0244 Email : head_office@ecosys.or.jp

「太陽光発電における自然環境配慮の手引き (案)」について、意見を提出させていただきます。ご検討等のほど、よろしくお願いたします。

記

該当箇所

p.4 の脚注の「ビオトープ」の説明について

意見

「本手引 (案)」p.4 の脚注に「ビオトープとは、失われた生態系を復元し、本来その地域にすむ野生生物が生息できるようにした空間 (生物生息空間) のことをいう。」とあります。

この部分について「ビオトープとは、本来その地域にすむ野生生物が生息・生育する空間のことをいう。」と修正する必要があります。

理由

「ビオトープ」を「失われた生態系を復元...した空間」としてありますが、説明として誤まっています。今日まで残されてきた又は守られてきた空間、例えば自然の池沼、湿地、草原も「ビオトープ」です。むしろ、より適切には、残されてきた又は守られてきた自然の湿地等の空間こそがまず「ビオトープ」であり、復元された湿地等も「ビオトープ」と言える、との整理が「ビオトープ」の説明となります。

(参考)

・巖佐庸・松本忠夫・菊沢喜八郎・日本生態学会編集「生態学事典」p.477

「ビオトープ biotope 特定の生物群集が存在できる条件を備えた地理的な最小単位を意味する。生息地 (habitat) と類似した概念であるが、生息地が種あるいは個体群を主体として、その生息・生育に必要な環境条件を備えた空間を指すのに対し、ビオトープは生物群集を主体とする概念である。」

・沼田眞 (編集)「生態学辞典 増補改訂版」p.311

「バイオトープ (biotope) 特定の生物群集が生存できるような、特定の環境条件を備えた均質なある限られた地域。」